

法律の施行の日（平成十六年三月一日）から施行する。
 （半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十一条第一項に規定する指定登録機関を指定する省令の廃止）

第二条 半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十一条第一項に規定する指定登録機関を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百三十四号）は、廃止する。

附 則 **（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）**

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 **（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八二号）**

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

別記様式（第10条関係）

